

令和 3年 5月 27日

## 姫路市シニア活躍事業所認定事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、就労意欲のあるシニア（おおむね60歳以上の者をいう。以下同じ。）が自身の経験や能力を生かしながら生涯現役で活躍できる場を広げるため、シニアを雇用する事業所をシニア活躍事業所として認定し、その取組及び事業所名を公表することにより、市民のシニア活躍に対する理解を深めるとともに、シニア活躍の社会的な気運の醸成を図ることを目的とする。

### (認定対象者)

第2条 姫路市シニア活躍事業所の認定の対象となる者は、市内に事業所を有する個人又は法人（以下「認定対象者」という。）とする。

### (認定要件)

第3条 姫路市シニア活躍事業所の認定を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 認定を受けようとする事業所が次に掲げる要件の全てに該当する事業所であること。
  - ア 姫路市内に所在すること。
  - イ 申請時に65歳以上の者を1人以上雇用していること。
  - ウ 従業員は、満70歳まで就労が可能であること。
  - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営むものでないこと。
- (2) 認定対象者に姫路市税の滞納がない（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受け、同条第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により姫路市税の徴収猶予の通知を受けた者を含む。）こと。
- (3) 認定対象者が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と関係を有していないこと。

(認定申請)

第4条 認定を受けようとする認定対象者は、姫路市シニア活躍事業所認定（新規・更新）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に前条第1号ウに掲げる要件に該当することが確認できる就業規則（労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定により就業規則を所管労働基準監督署長に届け出なければならないものにあつては、その届出日がわかるものを含む。）の写しを添えて市長に申請するものとする。

(認定審査)

第5条 市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、第3条に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該申請に係る事業所を姫路市シニア活躍事業所として認定する。

(認定証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により認定を受けた事業所（以下「認定事業所」という。）に対し、姫路市シニア活躍事業所認定証（様式第2号）を交付する。

2 認定事業所は、別図に定める姫路市シニア活躍事業所の認定ロゴマークを使用することができる。この場合において、認定事業所は次に掲げる使用条件を遵守しなければならない。

- (1) 縦横比の変更は行わないこと。
- (2) 色の変更は行わないこと。
- (3) 第1条に規定する目的に反する目的に使用しないこと。

(公表)

第7条 市長は、認定事業所の名称、所在地、業種及びシニア活躍のための取組を公表するものとする。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間は、認定を受けた日から3年を経過した日までとする。

2 認定事業所は、前項の有効期間の満了により認定の更新を受けようとするときは、第4条の規定の例による。

(変更等の届出)

第9条 第5条の規定による認定を受けたものは、第4条の届出内容に変更があったとき又は認定を辞退しようとするときは、姫路市シニア活躍事業所認定申請事項（変更・辞退）届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 市長は、認定事業所について、第3条に規定する認定要件が満たされていないことが判明したとき、第6条に規定する使用条件に違反したとき又は認定事業所として適当でないと認めたときは、当該認定事業所に係る認定を取り消すものとする。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、直ちに認定ロゴマークの使用を中止するとともに、速やかに姫路市に姫路市シニア活躍事業所認定証を返納しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別図

【認定ロゴマーク図】

カラー



モノクロ



年 月 日

姫路市シニア活躍事業所認定（新規・更新）申請書

（宛先）姫路市長

申請者

〒

所在地

（ふりがな）

事業所名

（ふりがな）

代表者名

姫路市シニア活躍事業所認定事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

業 種	
業 務 内 容	
申請日現在の 従 業 員 数 （正規及び非正規）	人（うち65歳以上 人）
担 当 者 連 絡 先	氏名 所属 電話番号 e-mail
事業所のホームページ SNS等	

<p>認定要件 [雇用状況] (役員を除く。)</p>	<p>次の内容を確認の上□に☑印及び※欄項目に記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請時に65歳以上の者を雇用していること及び満70歳まで就労が可能であること。</p> <p><b>※ 就業規則 第 条 により、</b></p> <p><input type="checkbox"/> 満70歳まで定年を引き上げている。  <input type="checkbox"/> 定年制の廃止をしている。  <input type="checkbox"/> 満70歳までの継続雇用制度を導入している。</p> <p><b>※ 現在の従業員数のうち、継続雇用している65歳以上の 人数 人</b></p>
<p>[遵守事項]</p>	<p>以下の事項に同意・承諾します。</p> <p><input type="checkbox"/> 姫路市内に事業所の所在地があります。</p> <p><input type="checkbox"/> 姫路市税の滞納をしていません。必要に応じ、全ての姫路市税の納付又は納付状況及び申告状況を、姫路市が調査し、その審査及び確認に利用することを承諾します。</p> <p><input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営むものではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と関係を有していません。  また、同条例を遵守し、暴力団を利することとならないように、必要な措置を講じて暴力団排除に協力することを誓約し、姫路市が暴力団排除に必要な場合は、兵庫県警察本部又は所轄の警察署長に意見照会することに同意します。</p>
<p>60歳以上の 新規雇用について</p>	<p>次のどちらかの□に☑印を記入してください。（この項目は認定要件ではありません。）</p> <p><input type="checkbox"/> 新規雇用が可能である。  <input type="checkbox"/> 新規雇用の計画はない。</p>

シニア活躍のために取り組まれている具体的な内容を該当する項目に記入してください。  
(複数項目の記入可能)

1 多様な勤務形態の取組内容

2 シニアの知識・経験を活用した取組内容

3 シニアの仕事と生活の調和への取組内容

4 その他

※認定された事業所は姫路市のホームページ等で紹介します。

## 姫路市シニア活躍事業所認定証

事業所名

代表者名

様

有効期限

年

月

日まで

貴事業所を、姫路市シニア活躍事業所として認定します。

年 月 日

姫路市長 清元 秀泰 ⑩



様式第3号（第9条関係）

年 月 日

姫路市シニア活躍事業所認定申請事項（変更・辞退）届出書

（宛先）姫路市長

届出者

所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

姫路市シニア活躍事業所認定事業実施要綱第9条の規定により、姫路市シニア活躍事業所認定申請事項（変更・辞退）について、下記のとおり届け出ます。

（※該当する項目の□に☑印及び該当項目に記入してください。）

記

区 分	<input type="checkbox"/> 変 更 ・ <input type="checkbox"/> 辞 退
変更・辞退年月日	年 月 日
変 更 内 容	（変更前）
	（変更後）
変 更 ・ 辞 退 理 由	
担 当 者 連 絡 先	氏名 所属 電話番号 e-mail